



平成 30 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 リンテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾弘之
コード番号 7966 東証第 1 部
問い合わせ先 取締役 常務執行役員
総務・人事本部長 望月経利
(TEL. 03 - 5248 - 7711)

当社株式の大規模買付行為時における「大規模買付ルール」の 非継続（廃止）についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為時における「大規模買付ルール」を継続せず、その有効期間が満了する平成 30 年 6 月 21 日開催予定の当社第 124 期定時株主総会終了の時をもって廃止することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、株主の皆様に対する十分な情報提供を伴わずに当社株式の大規模買付行為が行われることを想定し、対応策として平成 19 年 6 月 27 日開催の第 113 期定時株主総会において「大規模買付ルール」を導入し、継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策に関する近時の動向、当社を取り巻く環境の変化を注視し、慎重に検討した結果、当社は、今般の有効期間の満了をもって本ルールを継続せず、廃止することといたしました。

なお、当社は本ルールの廃止後においても、当社株式への大規模買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めてまいります。あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様への検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものいたします。

また、仮に大規模買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めるものいたします。

以 上